

平成20年9月八尾春雄一般質問

それでは、本日ちょっと最後になりますが、次に八尾君の発言を許します。10番、八尾君！

八尾議員 10番、八尾春雄です。一般質問をさせていただきます。

6月議会でちょっと質問がうまくいかなかったのを最初に載せておりますので、ご了承ください。

ごみ行政に関する幾つかの件

1番、**ごみ行政に関する幾つかの件**。ごみの分別について、今後広報を含めてPRをしていくとともに、学習の機会を設けたいと6月議会で回答いただきました。分別の種類が多いほど手間もかかるので、住民の協力を得るためにさらなる努力が必要です。少なくとも、年に一度は大字や自治会単位で学習会を持つべきだと考えますが、どうですか。特に転入者など、学習の機会がなかった場合は必要なのではないかと。どのように具体化を図るのか、答弁をしてください。

2つ目、**新クリーンセンターの労働環境**について、労働安全衛生体制はどのようになっていますか。産業医による危険箇所チェックや健康指導はなされていますか。これが質問事項の第1でございます。

平岡町長 八尾議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めのごみ行政に関する幾つかの件ということで、一番初めはごみの分別について、住民の協力を得るため広報でのPR及び学習会開催等についてのご質問ですが、ごみの分別減量のPRはこれまでどおり広報等で住民の皆さんにご協力を求めてまいります。また、さらに減少を図るため、クリーンセンター施設見学を兼ねた現地学習会、またごみ減量推進委員さんを通じて地域住民の皆様方にご協力を求めてまいります。

2番目のクリーンセンターの労働安全衛生及び健康指導等についてのご質問ですが、場内の作業環境につきましては、常に状況の把握を行っております。作業していただいているシルバーの方々当初は大変に思われたようですが、今は使命感を感じるまでになったという声もお聞きするような状況です。作業環境の改善には、常に働く人たちの声を聞かせていただき、みんなの職場としてよい環境をつくってまいりたいと思います。

八尾2回目の質問です。

ごみ行政に関することですが、5月30日に、私、実はクリーンセンターに伺いまして実際の作業現場に入りました。勝手に入るなどということでも怒られましたけど、おかげさまでひどい状況がよくわかりました。容器包装、プラスチックの中におもちゃとか靴とか、それからウジ虫とかいろいろなものが入っています。それから、入れ歯まで出てきました。それから避妊具とかね、そういうのもあるわけです。これは間違っ入れておられる方がおるのやろうと思うんですけど、意図的にしている場合もあるかもしれません。よくわかりません。ですから、せっかく有料化で効果が上がっているという認識であるんだったら、それは自治会単位にお願いをして理解してもらったという経過があるわけですから、皆さんのおかげでこういう成果が上がっておりますけれども、一部にこういうことがあるので頼みませということをやっぱりやってほしい。年に1回はやってほしい。特に転入者がある場合ですね。文書を読みますといろいろ書いてあるんですけど、答弁もありましたけれども、ごみ減量推進委員の方に期待するとかいうことありましたけれども、そうまでするとごみ減量推進委員の方の大分の負担になりますから、町がぜひ音頭をとって号令かけてお願いしたいと思います。そういうことをぜひやっていただきたいと思うが、もう一度それは答弁をお願いします。

労働環境のところは、あいまいに答弁をいただいたと思います。労働安全衛生法では、労働者が10名以上で50名未満の場合には労働安全推進者という人を選びまして、労働基準監督署に登録をしておかなければいけないという制度があります。50人を超えると、産業医を選んで月1回労働安全衛生委員会というのをやって、各部局の代表者が寄って手続をせよと、こういうことがあるんですね。町の事業所の中でこのク

リーンセンターは恐らく一番危険な事業所だろうと思います。だから注意には注意を重ねるという意味で、事業主の方がいろいろあるんでやりにくい点当然あるんですけども、この際そういう新たな体制を整えて月1回チェックをかける、こういうことをぜひやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

それから、適宜把握しているんだということですけども、1階の今年の夏の最高温度は何度だったんですか。把握しておられるんだって言ってください。2回目の質問は以上です。

吉村住民生活部長 まず、説明会の開催についてご提案をいただいております。平成17年度、18年度と地元へ説明会、職員50名体制、45名だったと思いますけども、3度お邪魔をして全自治会、大字にお邪魔をいたしました。3回目ともないますと、大体いつものメンバーさん、役員さんがほとんどで、お邪魔した効果は確かに上げていただいております。

ご披露いただきましたいろんないわゆるルール違反のものについては、私もよく承知をしております。これについては、その持って行き方いうんですか、説明の仕方によっては逆効果になる恐れもございますので、その辺をやはり現場を見ていただいて、本当に働く人の状況をご覧になって、分別をすべきだなということをやりにご認識をいただくのが一番近道かなと。町内の自治会あるいは大字、いつでも見学あるいは施設の勉強会、提供させていただきますので、そういったところで提供していきたいなど。説明会もその場を活用させていただきたいなと思っております。

労働環境の問題につきましては、当然法的な手続、対応をしていくということで進めてまいりたいと思います。それと、作業環境の中で最高温度というお尋ねでございますけれども、今年につきましては改善工事もちょうとうまくできなかった部分があるんですけども、大体一番暑いところだと50度を完全に超しておる、そういう状況でございます。

八尾 3 回目の質問

質問事項1に対して、3回目の質問を受けます。10番、八尾君！

八尾議員 その分別のところですけど、特に先ほどの質問にもありましたが、RDFという他の市町村では余り例のない処理の方法をとっておりますから、ここがやっぱり決定的なんですね。それで中には、ひどい例言いましたけども、もうびっかびかで、どないしてこんなに磨いたのかと思うような包装ごみもやっぱり出てくるわけです。だから意識の違いさまざまですので、今は答弁では、恐らく先ほどの答弁であれば年1回開けということについてはうんと言われなかったわけですから、引き続き要求をしたいと思います。

それから、仕事をしておられた方の意欲が先ほどの答弁にもありました。これは私も共感をしております。非常に熱心にさわやかに働いておられて、非常に好感を持ちました。他の自治体の清掃センターでよく中抜けとかひどい事例ありますけども、広陵町ではそういうことは全然なくて非常にまじめにやっていただいている。ですから、思いもやっぱり真っすぐなんですね。だからそれを自治会や大字の皆さん集まってもらってということをやれば、ここで一つ飛躍ができるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ検討お願いしたいと思います。

そしたら答弁お願いしましょうか。

3回目の答弁。吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 おっしゃるようにRDF炭化処理施設でございますので、一般の焼却施設とは分別に対する取り組みというものは違うわけで、特に前処理の段階で、先ほどもちょっとお答えしたんですけども、破砕機を詰まらすと時間ロスが出ますので、そういったことを一番我々としては今後15年間注意をしなければならぬ第一の問題だと思っております。当初は金属製のものもまじっておりました。最近それはないんですけども、油断をしますといつ何か混ざるかもわかりませんので、分別については徹底してお願いをしましてまいりたいと思っております。

それと、説明会についてはやはりやるべきだという八尾議員さんのご指摘でございます。我々も積極的に

けです。こういう場合には、原則をちゃんと説明すると同時に相手の事情もやっぱり酌んで、こういう場合だったら免除申請をされたらどうですかという温かい配慮がないと、役場へ行って正直に物を言うたら金取られんねんと。こういうのが評判になりかねない。この点について答弁をお願いします。

青木議長 2回目の答弁。吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 我々の窓口では、そういう対応をきちっとさせていただいておるように思っております。

それと、1点目の住民税等の把握をしているセクションでは被扶養者の状況はわかるのではないかというようにご指摘ですけれども、やはりわかるからといって職権で見れるものかどうかという判断も我々としては大切だと思っております。私、つかんでおりますのは、いわゆる社会保険の被扶養者であって後期高齢へ行かれたという方の人数については把握をさせていただいております。ただ、その方々が52名おられたんですけども、その方々がどなたを扶養にされておるかとか、そういったことについては我々の立場では見に行くべきではないと。やはり社会保険の方から、あなたは資格がなくなりますよと。手続をしましょうねという書類が出ますので、それをもらわれたらやはり役場の窓口へおいでをいただいて手続をいただく。これを待つしかないというように認識をしておりますので、よろしく願いをいたします。

青木議長 10番、八尾君！ 3回目の質問です。

八尾議員 役場の内部でどのようなすり合わせをされておるのか、私、非常に疑問に思いました。住民課と、それと税務当局のところで個人情報で、完全な個人情報ですけどね、役場の中でやりとりしたらわかるようなことをきちんとやってもらわないと困ると思います。

それから、厚生労働省は3月28日に保険局国民健康保険課長という名前で各都道府県に連絡をしております。被用者保険から発行する資格喪失証明書がなくても、生年月日などから確実に国保に加入するものと市町村が判断すれば、国保の資格取得届を受理することを認めることとしましたと。これによれば、広陵町でも住民の生年月日とこれまでの国保に入っていない方というのはどなたなのかというのは確認できますから、やろうとすればできたんじゃないか。国の方でもそういう体制をしいておるのに町がやらなかったということになりますから、これどうするんですか。

私、心配しているのは、現時点でもまだ本人が無保険だと。あるいはお医者さんへ行っても保険証を出そうと思っても出されないという方が何人おられるのか、これが非常に不安なんです。イ可人おられるんですか、答弁してください。

青木議長 3回目の答弁。吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 そういう方はおられないという認識をしております。

町づくりに関する件

質問事項の第3、**町づくりに関する件**でございます。

6月議会の答弁で、馬見南4丁目に計画されていた集合住宅は中止し、一戸建て住宅に変更の見通しとなったとの答弁がありました。フクダ不動産に対して広陵町開発指導要綱を遵守させるために、具体的にどのように対応したのか。また、今後どのように対応する決意であるのか答弁をお願いします。

馬見南3丁目自治会及び馬見北5丁目自治会から申し入れのある地区計画制度について、ことし12月議会での提案を約束されたわけですけれども、確実にお願いをしたい。もしそれが確実でない、もしそういうことであるなら、要因を明確にして必ずやっていただきたいということについて答弁をお願いします。

平岡町長 答弁 3番でございます。**町づくりについて**。その1、フクダ不動産に対しどのように対応したかということでございます。今後の対応についてはどの質問でございますが、フクダ不動産には本町は良好な住環境の形成と秩序ある町づくりを行うため、従前より広陵町開発指導要綱により開発指導を行っており、指導要綱に沿った町づくりを進めていただくよう要請してまいりました。このたびマンション建設計画から一戸建て住宅に計画を変更され、事前協議の申請を受け、協議を行っているところです。

なお、一戸建て住宅につきましては、広陵町開発指導要綱に沿った計画となっております。これからの

対応につきましても、近隣市町に比べ大変厳しい内容で課題もあると考えますが、広陵町開発指導要綱により指導していきたいと考えております。

2番でございます。地区計画について、12月議会に提案できるかとお尋ねですが、12月議会を目標に進めておりますが、個人の財産権を制限するものでもあります。権利者に十分内容を理解いただいた上で、意思を確認する必要があると考えておりますので、地元説明会を開催し、その後、再度アンケート調査をする計画で進めており、そのため県及び地元自治会とも鋭意協議を進めておりますが、日程的には大変厳しい状況となっております。できるだけ早く提案できるよう頑張っておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

八尾議員 国の通達については確認をしてください。

町づくりに関する件でございます。6月議会では、一戸建てになる見込みであると。南4丁目の件が。そのように計画が出てまいりまして、先だって9月7日の日曜日に住民の方に説明をいただいたようでございます。町の指導要綱については守りますということはフクダ不動産言われましたので、大変な努力をしていただいて本当にありがとうございます。大変喜んでおります。

その上で申し上げたいのですが、今回この件について、フクダ不動産の側が町の指導要綱は法律ではないので守らなくてもいいのだと、こういうような対応をとった時期がございます。それは、実は町が指導要綱それ自体を改定をしたいと。他の市町村に比べると非常に厳しいものになっているので変更したいんだという時期にも重なったり、そういう対応と連なるのではないかというふうに思います。今後こういう混乱が起きることのないように、町の指導要綱は法律であろうがなかろうが町の方針だということできちんと言っていたかと思いますが、言っていただけますね。その答弁を一つはお願いします。

地区計画の件ですけれども、ここに盛り込まれた内容についてはいろいろ手順があるので厳しい状態になっていると。厳しい中であっても、ぜひ頑張ってください。これまで事務当局に個別に中身がどこでつかえていますかというふうに質問をいたしましたところ、2つの理由を言われました。一つは建築基準法に違反している住宅があるんだと。こういうことがあるんで、この対応に困っているんだというのが一つ。それから、馬見北5丁目には竹取の丘という民有地がございます。この民有地の扱いについて、どのようにしたらいいのかというようなことで検討をしているんだと。速やかに結果を出していただけたらと思うんですけれども、例えば後半の民有地の扱いについては、それ以外の13街区には竹取の丘と体育館と保育園があるわけですから、その竹取の丘のエリアだけを除外してそれ以外のところは話は大体まとまっているわけですから、それも先行させてやるということだって

当然にあるわけです。

一番心配しているのは、こういうスケジュールが明らかになると例えば集合住宅、地区計画の案に違反するような建物を建てたいと思う人は今がチャンスであると。今だったらいけると。こういうことでやる可能性が十分にあります。現にそういう傾向が出ております。ですから期限についてはきちんと守っていただくということで、どういう努力をしておられるのか。必ずやっていただきたい。答弁をお願いします。

青木議長 山村副町長！

山村副町長 まず、私の方から指導要綱の件について申し上げます。現在の開発指導要綱の内容につきましては、遵守してまいりたい。開発に当たりましては指導してまいりたいと思います。ただ、開発指導要綱でございますので、社会情勢の変化に伴って変更すべき点が出てくることも考えられますので、そのときは議会の皆さん方、初め、

いろいろな声をまとめてご相談を申し上げて、変更すべきは変更してまいりたいと思います。地区計画の件につきましては、部長の方からお答えを申し上げます。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 地区計画につきましては、スケジュールをできるだけ守るようには努力はいたしておりますが、ただ、地元から上がった素案に対しまして現況調査すれば、その素案ではなかなか難しい部分も出てきておりますので、そこの修正等をさせていただいてもう一度地元へそれをお返ししなければ、地元ではもとの素案で了解されておりますので、それを変更したのものについてやはり地元の意見としてどうなのか調整を図っていただいて、それで了解を得られてから初めて地元説明会ということになりますので、そういうやはりキャッチボールの間にやはり日程的に相当ロスも出てきます。当初のスケジュールは、こちらは机

上で一応これぐらいの期間でいけるであろうということを出させてはいただきましたけども、実際やってみますとなかなかそのようには進まない部分もございますので、当初から努力目標として12月議会に提案できるようにということで進めてまいりましたが、現時点では大変厳しいスケジュールではございます。いずれにしても、地区計画は最終完結するまではいかせていただきますので、よろしくご理解いただきたいと思います。
青木議長 それでは、3回目の質問になります。八尾議員！残り時間計算してくださいね。3回目の質問ですよ。

八尾議員 地元の意向ということで言えば、いつになったらどういう話があるんだろうねということになっておりますから、自治会に対するそこらあたりのすり合わせをぜひ上手に円満にやっていただきたいということで要望しておきます。だから飛ばしますね。

質問4に行きます。いいですか。

すみれ作業所に町の援助の手を

質問事履の第4でございます。すみれ作業所に町の援助の手を。

施設の老朽化とともに、障害者自立支援法の導入によって運営が困難になっておられます。町がしかるべき援助の手を差し伸べる必要がありますが、どのように受けとめておられるのか答弁をお願いします。例えば、集団で移動する際に町所有のマイクロバスでということではできないでしょうか。

平岡町長 答弁 次に、すみれ作業所に町の援助の手をということで、施設の老朽化に援助の手を差し伸べよと。どのように受けとめられておるかということでございます。

答弁として、先の6月議会において吉田議員の質問にもお答えさせていただいたように、平成19年4月からすみれ作業所の運営は、従前の通所援護事業の運営補助金対象事業所から障害者自立支援法に規定する生活介護と就労継続支援B型のサービスを実施する“NPO法人リバティほっかつ”の民間事業所に移行されております。町としては、施設の老朽化に伴う改築の考えは特段ありません。一つの特定の法人事業所のみに対して行政財産の使用を許可している現在の状況は、現在までの経緯を踏まえても他の事業所との公平性に欠けることから、自主的な運営のために一定期間の猶予を持って事業所を移転されることを条件に使用許可をしているものであります。

また、運営面におきましては、直接的に困難な旨の話はお聞きしておらず、リバティほっかつとして上牧町と河合町の事業所と一体的にサービス提供に対する報酬に相当する給付費の収益があり、規模に応じた運営を実施いただいているものと認識しております。

次に、2番のマイクロバスの使用許可につきましては、すみれ作業所が法人格を取得し、民間事業所として運営されている経緯から、他の事業所との公正公平を保つため、移動手段等におきましては引き続き自主的な確保をお願いするものであります。

八尾議員 すみれ作業所に町の援助の手をということで質問をいたしました。

書かれておりますように、答弁されましたように平成19年の4月から法人格を取得されたわけです。ところが、この中でも実際に重度の障害者の人が多くて、私も美津代議員と一緒に現場に行きましたですけど、ガラスなどは割れますからね。頭ぶつけて割るそうです。だからベニヤをしたりとか、いろいろ手狭な中で一生懸命にやっておられるということなんです。

それで事の経過からすると、スタッフの方の言っておられることは障害者の人が家に閉じこもるのではなくて、外にやっぱり出て社会と交わるということが非常に重要なことだから、作業所をそういうふうな形で位置づけてもらいたいと。ぜひ応援をしてもらいたいというふうに言っておられるわけです。このときに、今、施設が1年単位の賃借になっている。町の方からは引っ越しをしてほしいんだと、こういうことと言われるということです。ですから話はこれで合うんですけどね。次のところが決まっていのに、もうあなたの努力が足りませんよと、早う出てもらわなあきませんやんかと。そんな言い方で追い出すようなやり方はしませんね。これは明確に

答弁をしてください。

それから、バスのことでございますけれども、この4月からは車を2台手配されて、送迎を始めたそうです。ですからある程度自分ところの子供たち、大人の方もそうですけど、移動については何とか回る点もありますから、そういう面では努力をしたいと。だけれどもどうしてもできないときがあるんで、それは町に頼まないといけないなということによっておられるわけです。ですからそういう経過も含めまして、これまで長年にわたってこの分野で活動が続けられたという努力もやっぱりきちんと評価をしていただいて、今の時点でできないことについてはできないとSOSを発信しておられるわけだから、それについては町が温かい手を差し伸べていただきたいなと。こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

青木議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 今のご質問でございます。町長の答弁でも一定の、先に民間の事業所になっているということをご理解をいただいていると、この辺は思っております。一定の期間の猶予を持って事業所を移転していただく。これはそういう話し合いを持って、我々が家賃のそういう契約をさせていただいたという経緯がございます。その一定の期間ということにつきましては、前回、吉田議員のときにも一つの自立支援法の新移行の時点ということで、平成24年の3月と一つの思いを町は持っておるわけです。まだその辺の話し合いはさせていただいていませんけれども、早急にその辺の話し合いをさせていただく。追いつくとかいうような認識は我々は持っておりませんし、運営面につきましても非常に議員はご心配をされておるわけなんですけども、我々としたしましては補助団体のときよりもはるかに運営は良好になっている。これはリハビリほっかつと理事長さんも月刊誌の中で申されております。我々、町ですから給付を行っておりますので、十分その辺はわかっております。それは作業所の方でもお聞きいただければと思います。

バスの件につきましても、やはり民間というふうなことでございます。町内には同じ事業所もございます。その辺につきましても、十分に考えていかなければならない。また、この問題につきましては直接役所の方に作業所からお話があったわけで、今、議員さんがこういうふうにおっしゃってやっておられて初めて我々が知るということでございますので、この辺につきましては間接的なことを議論するよりも、直接作業所とお話を設けたい。このように思っていますので、これでご理解をお願いしたいと思っております。

青木議長 10番、八尾君！ 3回目ですよ。

八尾議員 そうすると確認ですが、24年3月ということは言われたけれども、町の側で一方的に当事者が了解することがないのに追いつくということはしませんよという内容の理解でいいですね。それが一つ。

それから、町内には2つの団体がありますということで、坂口議員が応援しておられる作業所がございます。先だってちょっと声をかけましたら、困っている作業所があるのやったら困っているというふうに言われたらどうかと。自分の関与しているところは、もしそういうことがあったら言うつもりだというふうに言っておられましたので、だからそういう意味で何も機械的にバランスさせる必要はないわけで、困っているから困っているというふうに言っているわけです。

それから、答弁の中で直接に町の方と話し合いというのはそのとおりでございますので、私の側からも受け止めながら、つなぎながら当事者の方からも言うだけのように進めていきたいと思っております。

最後の確認の答弁をお願いします。

青木議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 施設の移転につきましては、町としては一つの基準として思っておるわけです。この辺でお話をさせていただきたい、このように思っております。その辺でどういうふうな話し合いになるかというのは、今すぐにはお答えはできないということをご理解をさせていただきたいと思っております。

バスにつきましては、このすみれ作業所につきましては河合町とかそれから上牧町、3事業所が一体となって運営されております。そちらの方にもいろいろな車もあろうかと思っております。その辺を共有していただければ、また坂口議員との同じ事業所の中でその辺をお話ししていただいて、利用していただければと思います。町のマイクロバスということになりますと、この辺には非常に利用者の問題というふうなことで民間の事業所にお貸しするということが非常に問題があるように我々は認識をしておるわけでございますので、事業所間でのお互いの協力ですういふ運行をしていただければ幸いかなと思っております。

国保税は平成21年度も値上げしないこと

次、質問事項の5番目、国保税は平成21年度も値上げしないことについて。

八尾議員 8月21日の国保運営協議会閉会あいさつで町長は、2億円の滞納というのが別の視点から見れば資産であり、全額納税されれば2億4000万の赤字解消に近づけるので値上げせずに頑張りたいと述べられました。ぜひこの仕事をやり遂げていただきたいわけですが、どのように具体化をする予定ですか。答弁をお願いします。

後期高齢者医療制度導入に伴って、平成20年度予算では療養給付費給付金が平成19年度より2,961万円増加する内容になっています。この意味からも、値上げの必要はないではありませんか。

3番目、旧清掃センター土地の売却で4億7,000万円の臨時収入があるとのこと。先に述べた努力も続けながら、一定の時期に判断をして国保会計の赤字補てんに繰り入れてはどうかというふうに思いますが、このことについて答弁をお願いします。

平岡町長 答弁

次、5番で国保税は平成21年度も値上げしないことについてということで、どのように取り組まれているかというご質問でございます。国民健康保険特別会計の赤字解消に関することではありますが、私は常々財源不足相当分について被保険者の皆さんに安直にご負担を求めていくというのではなく、まずはあらゆる運営努力をすることが必要であると考えております。そのために、国保税については本年4月から収納部門の機能強化を図り、さらなる収納率向上に努めることとしております。

医療費に関しては、特定健康診査、人間ドック助成事業及びレセプト点検などを継続実施することにより、早期治療による医療費の抑制と適正化に努めます。合わせて、事務経費の節減に努めるとともに、長寿医療制度に係る国保財政への影響を十分見極めてまいりたいと考えております。この上で、どうしても被保険者の方にご負担いただかなければならないものにつきましては、その時点にて十分ご相談申し上げる所存でございます。

次に、国保税の後期高齢者医療制度導入に伴って療養給付費給付金が増加することになっています。その意味から、値上げの必要はないものではないかとご質問でございます。お答えを申し上げますと、2のご質問につきましては、歳入に関し平成20年度予算における療養給付費交付金は2億2474万2000円と前期高齢者交付金3億1,256万2,000円の合計55億3730万4000円と、平成19年度決算における療養給付費交付金5億769万4,000円を比較すると、2961万円の歳入増となるのではないかとのご質問であります。確かに、歳入だけ見ますとご質問のとおり制度改正による交付金の歳入が増加することとなりますが、一方では従前の老人保健拠出金にかわり後期高齢者支援金を支出していく必要があり、所要額を予算計上しております。この支援金につきましては、本年度当初予算においては国が示す指標に基づく概算計上となっており、後年度において精算されることとなっているものであります。国保財政といたしましては、制度改正により国保の負担が軽減されることを期待しておりますが、これらの結果を見極めた上で財政運営について検討してまいりたいと考えております。

次に、旧清掃センターの跡地売却で4億7,000万円の臨時収入がある、国保会計の赤字補てんに繰り入れてはどうかというご質問でございます。国民健康保険特別会計の赤字補てんのため、一般会計から繰り入れてはどうかのご提案ではありますが、一般会計からの繰り出しにつきましては国と地方の財政調整の一環として一定の経費について地方財政措置が講じられていることから、この部分については一般会計から繰り出すことがルール化されているところであります。単に赤字補てん的に一般会計から繰り出すことについては、全町民を対象としない国保会計に対し全町民に負担を求めることが適切な運営かどうか、議論が分かれるところだと感じております。

また、一般会計の臨時的な収入を財源としてのご提案ではありますが、基本は国保会計における収支の均衡を図ることであり、まず単年度収支のバランスを取るにはいかにすべきかという観点から、十分な議論が必要かと存じます。今後、全町民に納得いただける内容で制度化できるものかどうか、研究をしてまいりたいと考えます。

八尾議員 国保税のことで、値上げをしないことについてということで数字も上げまして主張しているわ

けです。それでここに書いている数字と同時に、答弁でもありましたように拠出金ですね、老人保健制度から国保財政に対する拠出金がこの後期高齢者医療制度の導入に伴って廃止をされました。ですから、このところが結果的に増えるのか減るのかということが一つのポイントかと思えます。それで国保運営協議会においても、これらのことについてはまだ未確定のところの数字が非常にたくさんあるので、そういうことをきちんと見極めてそれに対応したいんだと、こういうことになっています。担当者も何も好きこのんで値上げを言っているわけではなくて、それなりの立場で物を申されておるのだということの理解はしていますけれども、そういう意味では、町はこのことについてやっぱり高齢者にも国保の被保険者に対しても、できるだけ負担をかけないように必死になって頑張っておるんだということをちゃんと見せることのできるように一つはお願いをしたい。

それから、もう一つは、先ほどの質問で介護保険のところのレートが制度導入以来変更しておりませんので大変なんだと。たしか数字で6,000万ほどの赤字の表示があったかと思えます。これについて私ちょっと思っているのは、先だって奈良交通バスに対して高田から平端線のバス路線を存続してほしいということを町は言われました。このときの哲学は、路線単位で赤字であっても地方単位、エリア単位で言えば何とかならんのかと、会社単位で言えば何とかならんのかと。こういうことがあるではないかというのを一つの理由に上げておられるわけです。もちろん高齢者やとか外に出にくい方の足を確保するという点も当然におっしゃったわけですが、もし個別の細分化されたところでの収支損益ということだけに執着をしてするんであれば介護保険のレート云々という話もありますけれども、国保税の会計自体が全体としてやっぱりどういうふうになるのかわからないという中で、こういうことを軽々に持ち出すのはいかがなものかということです。

7月に開かれた後期高齢者医療制度の代議員会、議会で町長も副連合長の選出をめぐって町としての見識を厳しく指摘をされて、いろいろこういう問題について問題があるということをおられるわけですから、それらのこともやっぱり踏まえて、全体として安心ができるように、ちゃんと見通しが立つようになった段階で提起されるならいいですけども、小出しに介護保険のレートをと、こういうふうに言われたんではちょっとたまりませんから。そういう点どういうふうに考えておられるのか答弁をお願いします。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 ご承知のように、国民健康保険税につきましては医療分と後期高齢者支援金分と、そして介護分という今現在20年度からは3本立ての税制になっております。これを奈良県下の39保険者の現時点での料率で試算をいたしました結果、広陵町は介護分で2万560円という数字が計算上出てくるんです。標準的な家庭でございます。この数字は、奈良県39団体の中で最も低い。最も高いところだと、同じ世帯で計算しましたら5万円を超えるんですね。そういう高い団体もございます。広陵町の次に低いのは吉野の下北山村さんでございます。それが2万4950円ということで、奈良県下においても高いところの4割程度のいわゆる介護分の家庭であると。もちろん料率が一番低いわけです。所得割0.7、均等割あるいは資産割、こういったものも奈良県下の中におきまして最も低い。これは制度が始まりました12年度のいわゆる介護分として集まった税、そして納めた納付金、約2分の1が税であったわけですけども、今それが随分乖離をしている。こういう状況を特に私はこれはやはり改善をすべき点、第一だと思っております。それは値上げをすとかしないとかという議論ではなしに、やはり介護納付金を納めるべきいわゆる2号被保険者、その方たちの所得にもよりますので、十分データもお出ししながら今後議論いただきたいと思えます。

入札制度等の改善について

6番目、入札制度等の改善について。

八尾議員 町発注の工事について、大きな工事は分割発注して地元になじみのある工務店も参入し

てできるようにしてはどうか。総合評価方式による入札は応札する企業数も限定され、当初の目的や効果を上げているのかどうか疑問でございます。

2番目で、小規模修繕改善等の工事契約希望者登録制度を実施してほしいということについて、どう考えておられるか答弁をしてください。競争入札参加資格のない地元の業者で、ですから零細業者ですね、小規模で簡易な工事などの受注、施工を希望する者を登録し、自治体が発注する小規模な建設工事や修繕の受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図ることを目的とした制度でございます。

平岡町長 答弁 6番目でございます。入札制度の改善でございます。

その1つ目、町発注の大きな工事は分割発注してはどうかとご提案でございます。工事の内容、安全確保など諸条件を検討し、県や関係機関にも十分協議しながら施行方法を決めております。分割が可能な工事につきましては従来から行っており、今後も方針に変わりはありません。

総合評価方式による入札は応札する業者数も限定され、当初の目的や効果を上げているか疑問であるとの意見であります。広陵町のすべての工事は総合評価方式及び町独自の技術提案型評価方式を採用しております。これは業者の談合防止及び発注者が建設業者の技術力を適切に審査し、価格、工期、安全管理、品質で総合的に経験などすぐれた施工を実現するための方式で、業者数を制限するものではないことをご理解いただきたいと存じます。

次に、2つ目の質問、小規模工事契約希望者登録制度を実施してほしいとのご質問でございます。比較的小規模な工事や修繕などの場合、その工事の請負対象金額が130万円以下の工事につきましては、地方自治法施行令や本町の契約規則では入札によらず随意契約による発注も可能としているところでございます。通常の工事発注につきましては、2年に一度の指名登録をされている業者から選定することを基本としております。しかしながら、30万円未満の小規模な修繕工事の場合、簡略な発注を可能としており、特に学校施設、庁舎などの小規模な修繕工事におきましては近隣の大工さん、建具屋さん、電気設備業者の方々をお願いをしている事例もございます。

ご提案の小規模工事希望者登録制度につきましては、比較的小さな町内業者をあらかじめ希望により名簿登録しておき、一定規模以下の工事について発注する制度でございまして、主に建設業許可を有しない小規模な事業者の方への受注機会の確保、育成を目的としているものでございます。本町といたしましても、小規模事業者の受注確保の観点から他の自治体の導入事例も調査しながら検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

八尾議員 旧清掃センターの解体撤去工事といい、新森橋の架け替え工事といい、総合評価方式による競争入札で進めてこられたわけですが、実際には3社以上の応札で成立というルールが守られずになっています。実際に入札というふうになるのかどうか。むしろ現状では一般競争入札に戻すことの方が現実的ではないのか。それから、入札は工事全体を見渡してできるだけ地元になじみのある中小の工務店様にも参加の意欲ができるように、難度が高い低いとか工事の区切りがいいところとか分割をしてほしい。実際にやっているんだと、こういうふうに言うておられます。たしか図書館を建てるときには分割でやられたというふうに聞いております。そこらあたり、地元業者にちゃんと町の仕事も手が挙げられるし仕事もいただけるし、金がぐっと回るんだと。こういう仕組みをぜひつくっていただきたい。

それから、町の随意契約の話ですね、先だって東小学校の歩道橋が傷んでいるのでということで保護者の方から訴えがありましたので2人で見に行ったら、塗装がもう落ちています。さびがあって、草がぼうぼうで、あそこ人通りがあんまりありませんしね、保護者の方は非常に不安がっておられるとこなんです。それで何とかできませんかということで窓口をお願いしましたところ、幾つかの工事が集まらないとそういう工事入札かけられないのでできないんだと、こういう返事が返ってきたので、それはえらいこっちゃというので頭を2人でひねったわけです。しかし、きょう聞いたお話で言えば、随意契約もきちんと活用して機敏な対応ができるのではないかとこのように思いますので、再検討をお願いしたいと思います。

それから、不況が進行する中で零細な事業主のところでは仕事がないというふうに困っている方がたくさんおられるわけです。今回、小規模工事契約希望者登録制度の実施をお願いしましたところ否定されなくて、検討するんだと、こういうご返事いただきましたからほっとしております。ぜひ実現のために努力をしていただきたいというふうに思っております。意気込みだけ聞かせてください。

青木議長 答弁。山村副町長！

山村副町長 総合評価方式による入札については、国の方からも指導を受けておりますし、品質確保に関する法律上、やはり総合評価方式の入札を実施すべきという考えに変わりはないわけでございます。

ただ、応札者数が少ないということで、旧清掃センターの解体の工事のときも一般競争入札の総合評価方式でやったところ応札が2社にとどまって、最終的に2社で決定をさせていただきました。今回もその教訓を踏まえて、一般競争入札でなしに指名競争入札方式の総合評価方式で今現在進めさせていただいているところでございます。ところが、これも指名を10社あるいは10数社させていただいても、指名を辞退するという会社が出てまいっております。下部工に関しましては今のところ2社しか応募がございまして、規定は2社揃えば入札を実施するという規定になっておりますので、こちらは成立する。上部工に関しては全く1社しか応募がございまして、基準を変えて指名の業者数をさらに増やして、今、入札手続進行中でございます。最終的に2社揃わなければまた不調ということになってしまうわけでございますが、こちらの方も現在そのような状況にあるということをご承知願いたいと思います。

それから、分割のことにつきましては、できる工事については以前も分割をさせていただいております。工事の内容、場所等によりますので、できるものにつきましては今後も分割できるものは分割をしてみたいというふうに思います。

随意契約でございますが、緊急必要性のあるものについては随意契約を認めております。ただ、担当の方にはできるだけ競争入札にするようにということで、小規模の工事も集めて入札をしてくれということを申し上げております。これは職員が特定の業者さんをつながらないようにという配慮でございまして、むやみに随意契約をしないということをこちらで管理をいたしておりますので、そのような趣旨でございまして、ご理解いただきたいと思います。ただ随意契約を否定しているものではないということでございます。

小規模工事の件については、町長がお答えしたとおりでございます。

青木議長 それでは、以上で八尾君の一般質問は終了いたしました。ありがとうございました。